



新入者等安全衛生教育担当者の研修会

主催：（一社）大田労働基準協会（幹事）

（一社）三田労働基準協会 渋谷労働基準協会

（一社）品川労働基準協会

労働安全衛生法第59条では、事業者は労働者を雇入れたとき、当該労働者に対しその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされ、又労働安全衛生規則第35条には教育すべき内容を規定しています。

当協会では、今般、新入社員に教育を行なう方々を対象に、教育を行なう専門知識・教育の方法等について研修会を開催致しますのでご案内致します。

記

1. 日 時 2023年3月17日（金） 13時30分～ 6時30分（受付13時15分～）
2. 場 所 三田労働基準協会1F研修センター（裏面案内図参照）
3. 定 員 24名（先着順）
4. 受講料 協会会員 4,000円 その他 5,650円（消費税・テキスト・資料代含む）

【会員は協会にてテキスト代（中災防発行）1650円を助成します】

5. 講 師 労働衛生コンサルタント

6. 申込方法

- ①裏面申込書に記入し、F a x（03-3451-0992）で三田労働基準協会あてお申込みください。
- ②折り返し、受講番号を記し「受講料」としてF a xで返信します。講習会当日ご持参ください。
- ③受講料は3月10日（金）までに以下の口座にお振込みください（振込手数料はご負担願います）。

銀行名	三菱UFJ銀行 三田支店	口座番号	普通預金 0397963
口座名義	一般社団法人三田労働基準協会	義人住所	東京都港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日をご記入ください（例 0317 〇〇カイシャ等）

- ④3月10日（金）までの受講取消は受講料全額を返還いたします（振込手数料はご負担下さい）、それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

※新型コロナウイルス感染予防のためマスク着用にて出席お願いいたします。また、感染症の状況によっては中止する場合があります。

問合せ先：（一社）三田労働基準協会 電話 03-3451-0901